

民間資金等活用事業推進委員会
第21回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第21回計画部会 議事次第

日 時：令和2年2月7日（金）10:00～11:22

場 所：中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室

出席者：【計画部会専門委員】柳川部会長、根本部会長代理、赤羽専門委員、足立専門委員、井上専門委員、江口専門委員、大西専門委員、小森専門委員、財間専門委員、本田専門委員、廻専門委員

【内閣府】石川審議官、波々伯部参事官、富田政策参与、宇根企画官、阿部企画官、柳澤参事官補佐

1. 開 会

2. 議 事

(1) PPP/PFIの更なる推進に向けた施策の方向性について（案）

(2) その他

3. 閉 会

○宇根企画官 皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、計画部会のほうを始めさせていただきたいと思います。

私、内閣府PFI推進室の宇根でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

まず、本日についてですが、計画部会構成員12名のうち、11名に御出席いただいております。定足数の過半数を満たしておりますので、部会が適切に成立しておりますことを御報告申し上げます。また、本日はオブザーバーとして、PFI推進機構の木村部長にも御出席いただいております。

それでは、以降の議事につきましては、柳川部会長に進めていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○柳川部会長 よろしくよろしくお願いいたします。

それでは本日の議事の1「PPP/PFIの更なる推進に向けた施策の方向性について（案）」を、事務局から御説明、よろしくお願いいたします。

○事務局より議事1「PPP/PFIの更なる推進に向けた施策の方向性について（案）」説明

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたら、御自由にお願いたします。

根本部会長代理、どうぞ。

○根本部会長代理 根本でございます。

何点かあります。

1つは、並べ方の順番の哲学をしっかりしておかないと、アクションプランの概要版に並んだときに説明しにくいだろうなと思っていて、例えば1番と6番は、運営権のやや技術的なことなので、近いほうがいいのではないかと、大きい話でいくと、やはり2番が一番大きいような気もするので、その辺をちょっと考えていただきたい。

それから、語尾の使い方「何々ではないか」という表現があるのですけれども、言い切ってはなぜいけないのかなというところでありまして、言い切っているところもあるのです。あくまでも推進委員会の方向性を示すので「何々ではないか」みたいな評論家的な表現は、推進委員会としては余りするべきではないと思っていて、正しいと思うのであれば「べきである」と言い切ったほうがいいかなと思います。

それから、ちょっと細かな点なのですけれども、2ページ目の下から十数行目ぐらいの「このため」のところ。「包括的民間委託や、長期の民間委託等を可能とするPFI方式の導入」という、後段の「長期の民間委託等を可能とするPFI方式」というのは、具体的には、維持管理PFIを想定しているのかなと思うのですけれども、業務委託の包括化だと、せ

いざい5年ぐらいが上限なので、これは10年、20年にしたい場合にはPFIを使ってということだろうと思うのですけれども、ちょっと読みにくい感じがするので、工夫が必要かな。

それから、4ページに「この委託費については、PFI事業には必須かつ」と書いてあるのですけれども、文言としては「必須であるものの」と読むのだと思うのですが、必須ではないと思うので、これはおかしいなと。だから「PFI事業には必須かつ」のところを削除するか「VFMの生じるPFI事業を行うことによって長期的には回収可能であるものの」というのは、ちょっと言わずもがなで、委託費はPFILCCの中に含んで計算するわけだから、当然やるということは、VFMはあるということですよ。なので、何か定義を繰り返しているようなことなので「この委託費については、事業の企画・発注段階で」と、つなげばいいのではないかなと思います。

最後ですが、7ページ目のBOTについては、前回ちょっと発言させていただいて、取り入れていただいて、大変感謝いたしますという話と、背景として、人口減少時代に、人口減少による高まる資産保有リスクをできるだけ管理者に負担させないという大きな考え方があると思うのです。なので、税制を細かく議論するという話ではなくて、そういうような哲学をどこかに書いていただけないかな。

【施策の方向性】の「検討すべきではないか」を「検討すべきである」に変えた後に「人口減少により高まる資産保有リスクをできるだけ管理者に負担させないという考え方に基づくものである」みたいな、何かそのようなことを入れると少し、今後、事業推進部会のほうでも、所有しないというようなことを検討しているので、そういう大きな流れの中で言っているのだというように主張したいと思います。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

廻専門委員、どうぞ。

○廻専門委員 前回お休みしたので、ちょっととんちんかんなことを言うかもしれません。

まず、大変申し訳ないのですけれども、この意見は、大体いろいろな方の意見をまとめているので、今、根本先生がおっしゃった「ではないか」より、言い切るという御提案だったのですが、やはり「ないか」のほうが、ある種のゆとりを持っていて、そのほうが、委員会の意図を正確に表したものではないかなと。言い切る人ばかりではないような気がしますので、ちょっとそういう感想を持ちました。

2つ目で、1番の建築の範囲のところですが、【施策の方向性】の最後で「なお、その場で運営権がみなし物権であること等を踏まえつつ、公共施設等運営権者が『建設』『製造』『改修』を実施できる条件については、様々なケースを考慮した十分な検討をすべきである」という表現なのですが「様々なケース」というのでは、何か緩いような気がして、もう少し詳しい、対象物、地域、政策の目的によってもいろいろ異なるので「様々なケース」だとざくっとしすぎているかなという印象を持ちました。

それから、3番目のSPCですが、【施策の方向性】のところで「地域の理解が得られ

やすいと考えられる譲渡先や、その譲渡後におけるSPCの運営の在り方等をガイドラインにおいて具体的に示すことにより、出来る限り早期にSPCの株式譲渡の実例を創出すべきではないか」というのは、何となく違和感がありまして、SPCの要件を流動化に向けて緩和してということは分かるのですけれども、これの最後に「できる限り早期に実例を創出すべきではないか」というと、どんどん流動化しろと、この委員会が言っているような印象を受けて、前回、そういう結論だったのかもしれませんが、そこに違和感がありました。

それから、4番の【施策の方向性】ですけれども「複数の地方公共団体で類似事業をまとめて発注するなど、事業の規模拡大に努めるべきではないか」と、ここは多分、前回に御意見が出たのでしょうけれども、片や、地域プラットフォームというのが5番目にあります。5番目と4番目の整合性がよく分からないのですけれども、昔、リゾートホテルにちょっとあれしていたときに、コンサルの会社がほとんど類似事業をまとめて書いて、地域の名前だけを変えれば、ほぼ同じみたいな案件がいっぱい出てきたので、ちょっとどうなのかなという感じが、地域プラットフォームを一生懸命やるということと、この類似をまとめてしまうことが、何か相反するような気がしました。

以上です。

○柳川部会長 井上専門委員、どうぞ。

○井上専門委員 骨格のところをいじるようなコメントはないのですけれども、1番の建築の範囲等で、2ページの【施策の方向性】の上から3行目のところで「民間事業者参入しやすい環境整備すべきではないか」とあるのです。

若干、細かいですけれども、少なくともこれは参入障壁にはなっていないという理解でして、融通を利かせることによって多分期待できるのは、民間の創意工夫を生かしやすくするだとか、民間のアイデアを生かしやすくすることだと思うので、要は、もの自体がもともと公共の発想でレイアウトされたり、設計されているものを同じ機能で、よりよいものを別の形で実現するというところでいくと、参入障壁ではなくて、民間の創意工夫が生かしやすいとか、アイデアを生かしやすいとしたほうがいいのではないかと思います。

あと、3番のファイナンスの選択肢の拡大の【現状・背景】のところなのですから【現状・背景】なので、余りこだわるものではないのですが、2行目のところで「早期の資金回収を実現し、新規のインフラ事業への投資を促進する」という、いわゆるキャッシュサイクルの話が出ています。

これも事実としてあると思うのですが、もう一つは、エクイティーが流動化することによって、エクイティーを出しているスポンサーからすると、投資利回りが改善することが期待できるので、ほかの案件への波及効果だけではなくて、当該事業への投資が促されたりだとか、より魅力的な提案というものがつながりますよというニュアンスを入れられたほうがいいのではないのかなと思いました。

あと、この3番の【施策の方向性】の3行目のところなのですから「地域の理解が得られやすいと考えられる」というところの意図がよく分からなかったのです。あくまで

も株式の譲渡を認めるのは発注者で、地域の理解を得られるというのも重要な要素なのかもしれませんが、ことさらその地域だけをくり出すよりかは、逆に地域よりもネックになっているのは金融機関が承諾を嫌がっているのではないのかなというところもありますので、地域というよりかは、例えば「ステークホルダーの理解が得られやすい」とかに変えていただいたほうが、よりフィットするかなということです。

最後の結論ところは、先ほど別の委員の方からも御指摘がありましたけれども、株式譲渡の実例を創出することが目的ではなくて、要は、これは実例を出すことで、株式譲渡が可能であるというメッセージを出すことが、私は重要なのではないのかなと感じました。

私からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

赤羽専門委員、どうぞ。

○赤羽専門委員 根本先生もおっしゃられたのですけれども、順番は結構大切だなと。特に1番、2番をどっちにしようかなと思っていまして、1番は確かに結構明確なテーマなのであれなのですけれども、1番について言うと、先ほどいろいろ意見がありましたけれども【施策の方向性】のなお書きのところで「運営権がみなし物権であること等を踏まえつつ」というのがあって、これは法制局的見解と戦わなくてはいけないのであれなのですけれども、要は、これはやはりコンセッションの機能を重視してということをごどこかに入れておいたほうが、みなし物権だとすると、物権性だの何だのというので、例の所有権がないものからなくなってしまったらどうするのかという、元の議論に戻ってしまうのです。

そもそもコンセッション事業をやるときの法改正は、言われた委員の方もいらっしゃると思いますけれども、別にみなし物権にすることが目的ではなくて、コンセッション事業をやるのが目的で、その法的技術として、こういうことを言うと、私も法律家ですし、法制局に怒られるかもしれませんが、技術的な要請としてみなし物権としたのであって、今回、この物権の中で駄目だということであれば、いろいろな方法で法律改正も入れて、コンセッションとしての機能を拡充する、拡充というか、充実させるために除却なり、改修なり、建設とかができるようにするというを書いたほうがいいのか。「踏まえつつ」と配慮しているのかもしれませんが、そこが1点です。

それから、2番も大きな論点だと思うのですけれども【現状・背景】のところ「インフラ（道路や学校等の公共建築物等）の維持管理においても更なる効率化が求められている」と来て「一方、海外においては、道路や橋梁」と、海外においてははなのです。

これは、地方自治体では学校とか、文教とか、社会的教育施設をまとめた包括的委託とかも結構やらなくてはいけないので、上段では学校等も入っているのです。下のほうでは海外においてやっているかどうかというのがあるので、全体的にもうちょっと多種多様な公民連携の改革をやはり意識するというのを、この2番の頭の辺なのかどこかで【施策の方向性】でもいいのですけれども、もっと海外でもやっているような、イギリスはPF2をやめたりとか、いろいろあるのですけれども、いろいろまだやっているの、そこ

をどこかに入れる。

何となくこの【現状・背景】のところだと、道路や橋梁だけみたいな感じになっているので、そこはもう少し幅広にできるのだというメッセージを入れていただきたい。そういう意味では、2番が先なのか、1番が先なのかとか、2番をもうちょっと膨らませて「多種多様な公民連携の」というのをどこかに一文入れておいたほうが、いろいろ後で文章としては使えるのかなということがあります。

それから、3番目のところは、皆さんからコメントが出ているのですが【施策の方向性】の「実例を創出するべきではないか」、これは我々で言うことかどうかという話はあるのです。

あとは、これはやはり当該プロジェクトの効率性を高めるということもありますが、要は、これは民間資金の提供の機会を広範囲により確保するためと、株式を譲り受けたりして、いろいろなプレーヤーが入ってこられると、民間資金の出し手なり、いろいろな方が入ってこられるので、民間資金の提供の範囲が広くなり、機会が多くなるということで、PFIの目的の一つである民間資金の導入も、よりできるのではないかと、何を必要なのかということ、やはりちょっと書いたほうがいいかなと思いました。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

財間専門委員、どうぞ。

○財間専門委員 前回休ませていただいて、非常に分かりやすい文章になっているなという印象はあるのですが、まず、2番のところ、前段の【現状・背景】の「このため」のところに書かれている「包括的民間委託」という言葉と「一方」の後で出てくる海外の事例の「包括的に民間に委託する事例」というところの、ここで意味している包括というところが、何かちょっと意味合いが違うかなと読み取れるのです。

前段のほうは、恐らく道路、学校、公共建築物、要は、施設の種類を含めて、横に広がっているようなイメージですが、後段のほうは、設計・建設から維持管理までの縦の包括委託と読めてしまうので、言葉遣いをちょっと変えていただいたほうがいいのかという気がいたしました。

あと、4番のアドバイザー費用等のところの【施策の方向性】の最後の1行です。「事業の大規模化にも努めるべきではないか」というところの大規模化をするのが誰なのかなとちょっと思ったのですが、これは恐らく大規模化を進めるような支援が必要なのかなという気がします。主体が誰なのかというのが今ひとつ、地公体のほうに大規模化を求めているのか、大規模化を支援するような施策を求めているのか、ちょっとその辺りが分かりにくいなという印象です。

最後に、8番のBOT税制のところ、多分、これは皆さんにとって言わずもがなの話だと思うのですが、BOTが進まないのは、恐らく税制の話だけではないと思うのです。

もちろんイコールフットィングも1つの重要な要因だと思いますが【現状・背景】

の3行目にある「機動的な施設改修など民間の創意工夫を発揮しやすくなる」ことと、サービス購入型にとどまっていること、そこにちょっと無理があるというか、サービス購入型で、要は、プラスアルファのインセンティブがない中で、余り積極的に施設改修云々というのと相入れない要素がきつとあって、恐らくいろいろな要因があってBOTが進まないのだろうなという気がして、要は、税制だけではないのだけれども、税制はもちろんイコールフットイングにしてほしいというニュアンスが、もう少し読み取れるような【現状・背景】にさせていただいたほうがいいかなという気がします。

以上です。

○柳川部会長 そのほか、いかがでしょうか。

江口専門委員、どうぞ。

○江口専門委員 3番の流動化のところで、これは、この文章を書き換えるという話ではないのですけれども、この実例が出ないがために譲渡できないと誤解されているところが、すごくマイナスに働いて、海外の年金基金とかが日本のインフラ投資に入っていないと、オーストラリアなどでは、カナダの年金とかがいっぱい投資して、資金調達を容易にしてくれているのですけれども、日本に入っていない理由というのは、やはり一旦買ったら、もう二度と出られないのではないかと、そのように誤解しているところがあるのです。

ですから、実例を作って、譲渡可能なことを示すのは大事なのですけれども、何で今まで例がないのかというのが非常に不思議で、駄目と思っているから、そもそもお願いに行かないでいるのか、あるいは先ほど井上委員がおっしゃったように、金融機関が譲渡しては駄目という制約をかけているからやらないのか、あるいはもうかっているから自分で配当をもらったほうが得だからやらないのか、何でこれが起こっていないのかなというのがちょっと不思議で、ただ、例えば関空みたいに空港の案件はキャッシュフローが潤沢に出ていますから、海外の年金基金が買いたいという対象に多分なると思うのです。

そういう実例は、多分最初の5年間は売っては駄目とか、そういう規制がかかっていたりすると、もうすぐその5年が明けるので、そういう実例が出てきそうな雰囲気になっていると思うのです。ただ、注意しなくてはいけないのは、このガイドラインで何かいっぱい要件を書いてしまって、逆に縛ってしまうということが出てきてもいけないので、これはちょっと将来の話ですけれども、当事者の人たちにどのようにしたら譲渡を実現できる、あるいはしたいと思っているかという、そういうニーズを酌み取る作業も必要なのかな。こちらでよかれと思ってガイドラインを作ったら、実はうまくいかなかったということになるとよくないので、将来的にそういうところもぜひ配慮していただければと思います。

○柳川部会長 ありがとうございます。

足立専門委員、どうぞ。

○足立専門委員 私は1点だけです。先ほど財間委員からもコメントがあった点ですが、8番のBOTのところについては、この記載自体に異存はございません。ただ、改めて資料1などを拝見しますと、初期の頃、平成15、16年とか、その辺りまでは、BOTが全件数の中の

3割か4割くらいを占めていた時期もありましたが、その後、ちょうど今の特例が出てきたあたりくらいから、逆にほとんど件数が伸びなくなっているといったようなところが見受けられると思います。

そのような中、最近ではBOTについて、改めて、どういう場合にどういう具体的な本質的なメリットが、実際にあるのかないのかも含めて、その辺のところは最近議論が全くされていないというか、すっかり話題に出てこなくなったというところが、少し気になっているところです。実際自分自身も、腹落ちしきれていない点もあり、外で話す際などに採り上げる機会がどんどん減っていきがちです。ですので、この記載事項自体はこれでいいと思うのですが、いま申し上げた辺りの話について、これまでに活用した方々の声などもふまえて、良い面悪い面含めて、しっかり具体的に、改めて正面から議題に採り上げるということを並行してやっていただくのがいいのかなと思いました。その点だけ申し上げられればと思います。

以上です。

○柳川部会長 大西専門委員、どうぞ。

○大西専門委員 私も先ほど足立委員がおっしゃられた点に全く同意でして、特にこの順番の話が出ていますけれども、2と8というのは本質的には連動している話ではないかと、私自身は考えているのですが、BOTでやっているということは、例えばサービス購入型でサービス対価というのは、基本的にはもうトランスファーは終わっていますので、その施設の建設した対価は、もう既に確定していることになります。

いわゆるアベイラビリティペイメントというのは、いろいろな定義があると思うのですが、一般的にいわれているのは、恐らくBOTを前提として、支払いの中に資本的、つまり作った建設費も含めてというか、一体で、つまり施設整備費とサービス部分を区別しないで、一体として支払うという、そこが多分一番のポイントで、つまり建設で作ったものは、サービスの部分にきちんと反映される。結局、最後は、作ったものはサービスの内容で評価しましょうというところが一番の肝なのではないかな。

2と8が連動しているというところで、私自身、BOTというものを、もう少し積極的に活用することには賛成ですし、そうすると、2番で言っているような、いろいろなモデルケースというか、契約を作っていないといけないと思うのです。やはりアベイラビリティペイメント方式の契約をきちんと作り込んでいくことが、今後、必要になってくる。つまり2と8は根っこでつながっていると私は理解しています。

なので、一番初めの根本先生の施設所有のリスク軽減のメリットということは、管理者にとってはそうだと思うのですが、一方で、リスクを民間に逆に押し付けるという表現はよくないですけれども、では、リスクを官のほうから出せば、それで例えば事が済むのかという、そうではないと私は理解しているので、リスク軽減のメリットというのが、管理者にとってはそうですけれども、社会一般として本当にそれがいいのかというのは、つまり管理者にとってリスクは多少なりとも負担しないといけないケースがあるのではない

かなという気はしています。ざくっとした一般論で恐縮です。

あと、3番は皆さんから意見が出ておりますし、この話を一番初めて見たときにもコメントをさせていただいたのですが、もう少し慎重にやるというニュアンスを強くしたほうがいいのではないかと。現状ではできるのだけれども、何でやっていないのだろうというのは、やはりステークホルダー間で何らかの不安というか、特に事業の継続性とか、安定性に、やはり影響があるのではないかという不安があると思うのです。

特にSPCというのは、何らかの入札とか、スクリーニングを経て事業者が決まっているわけですから、では、決めた後に議決権を誰かに譲渡するのは、入札のときの評価は何だったのだということにもなってしまいますので、もし、それをやるとすれば、ここにある前提条件をもってと書いてあるのですけれども、これをやるのが目的ではなくて、もう少し慎重に、そういうことができるケースを、この辺は難しいのですけれども、慎重さをもっと少し表現できないのでしょうかという、細かいところは私自身もアイデアがまだないので、そんな感想を持ちました。

以上です。

○柳川部会長 本田専門委員、どうぞ。

○本田専門委員 既に何人かの先生からも御発言がございましたけれども、3番のファイナンスと8番の税制に関連しまして、BOTでもBOTでも、運営の部分の「0」があまりこれまで重要視されていなかったのではないかとということで、例えば要求水準もハード整備を重視しすぎるため、結果として運営に関する項目は非常に少なく、サービス対価も定額支給のみのものがほとんどで、民間事業者のインセンティブがあまり働いていないのが実態です。これはもちろんノウハウ不足、創意工夫とも関連してきますけれども、それを働かせるためにも、ぜひ運営面にも配慮した要求水準の国のフォーマットを示していただけかなということをお願いしたいと思います。アベイラビリティペイメントの実体化のためにも、それが必要ではないかと考えております。

それと、4番の地方公共団体が要するアドバイザー費用のところ、下から2段落目の「あわせて」以降ですけれども、ここは、職員が自力でできる業務には限界があるためというような、この辺りの表現ですが、要は、アドバイザー経費については、案件ですか、難易度に応じて、その支援にメリハリといいますか、アクセントをつけていただくことが多分一番大切だと思いますので、この辺りは弾力的な対応ができるような書きぶりにしていただければと思っております。

それと、5番目の地域活性化のところですが、【現状・背景】の1行目に「環境問題」という言葉を入れていただいておりますので、【施策の方向性】についても、3段落目の「また」以降ですが、「地域経済社会の成長」の後に、例えば「持続可能な社会の構築」というような文言を入れていただければと思っております。

あと、細かい話ですが、7番の資格等の整備についてでございます。

【現状・背景】の2行目の「ノウハウを有する職員がいないことで」というところで

が、例えば「職員がいないことなどにより、首長のリーダーシップが発揮されず」というような表現にしていただければ、現状に近いのかなと思っております。

以上であります。

○柳川部会長 ありがとうございます。

小森専門委員、どうぞ。

○小森専門委員 最後に1点だけ、5ページの5ポツ、地域経済活性化に関するところでございます。ここの課題認識として、地域企業の受注機会が減少するのではないかとか、地公体の方の業務や提案への不慣れ等々が書いてございますが、その打ち手として【施策の方向性】の2段落目で、急に地域金融機関を名指しいただくような感じがいたしております。一番最初に「べきではないか」「べきである」というお話があったのですが、ここだけ地域金融機関が役割を果たすべきであると言い切りになっていまして、期待をされるのは大変うれしく光栄に存じますのですけれども、この点がちょっと気になったと。

過去の御議論を見てみても、参画を果たすためには何らかのインセンティブをとというような御議論もあったようでして、この「また」以下の加点が、それにつながるのかどうかというのがちょっと、私も前回いなかったのですが、分かりにくいかなと思いました。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

そのほか、よろしいですか。

私のほうからも1点だけ、4のアドバイザー費用です。ここは長期的には回収可能なものだけでも、企画・発注段階では財政負担がという話でいくと、これは結局、アドバイザー側の請求のタイミングをもう少しずらせば回るのではないのと見えるので、そこは多少は書きぶりの問題だと思うのですけれども、これをしていただくのと、ここのところもずっと補助し続けるのかというのは、こういうお金を出してくれという話になると、多少そういう批判なり叱責はあると思うので、やはり先ほど本田委員から話があったようなところとも絡めて、少し工夫があったほうが導入はしやすいかなという気がいたしました。

ほかはいかがですか。

江口専門委員、どうぞ。

○江口専門委員 今のアドバイザー費用の点なのですが、私もアドバイザーなので、その対象になっているとは思いますが、イギリスでPFIを始めた頃の方の考え方というのは、そもそも公共発注でやったら100なのだけでも、PFIでやったら85でできますと、アドバイザー費を5払っても、トータル90でできますと、だから10節約できました。そうやって、トータルの中でアドバイザー費用を吸収して、だけれども、PFIをやったほうがVFMだよねと、多分そういうので始まっていると思いますので、何かこれだけ取り出して議論をするのはおかしいなという気もするのです。

ちゃんとVFMが出ていけば、施設を買うところで、もう既にそこでPFIをやったよかっただという結論になっているはずだと思うのです。ですから、そこは原点に戻って考えたほう

がよいのではないかなという気がいたしました。

○柳川部会長 そのほか、よろしいですか。

それでは、まとめてお答えいただきたいと思います。

○石川審議官 大変たくさんのお意見をいただきまして、ありがとうございました。

全てコメントというわけにもいかないのですが、幾つかコメントさせていただきます。

まず「ではないか」「である」の言い切りのところです。御承知のとおり、2月に委員の改選を行った後、4月、5月に委員会等が開かれて、新委員の方々の御意見も参考にし、アクションプランの改定を行います。その中で、後任の方々に気づきを与えるような趣旨ということで「ではないか」というちょっと引いた表現にしております。

それと「必須」という4ポツなのですが、確かに法律で義務づけられているわけではないので、法律上、必須ではないのです。

ただ、我々も地域プラットフォームなどで、小規模の自治体の首長は、公共施設等の整備等を自分たちで全てできないから、PFIでできるだけ民間にやってほしいという声が大変多いのですが、アドバイザー費用などがかかるということで、悩んでいる自治体が多いです。将来的には事業費削減により回収可能であるものの、目先の2,000～3,000万というのは、相当な財政負担があり議会を通らないというケースもあるのが現実です。そういう趣旨で我々は必須だと思っております。

現状の交付金等での補助制度において地方創生推進交付金があります。これはアドバイザー費用についても、いわゆる地方創生に役立つものについては、アドバイザー費用は半分補助しますという趣旨なのです。

ただ、これも地方創生に資するものだけですし、その推進交付金はいつまであるかわかりませんから、例えば地方財政措置における特別交付税や下水道、学校などの交付金等の補助制度でアドバイザー費用を支援することも必要だと思っております。

一つ一つ調べたら、いわゆるアドバイザー費用を補助対象に入れているかどうかというのは、役所によって運用が異なります。運用でアドバイザー費用を認めない交付金等も多いのです。よって今後、交付金等の補助対象にアドバイザー経費を含めることが必要だと思っております。

それと、廻先生のほうから、1ポツのところで「様々なケース」をもう少し明確に記載すべきという意見がございました。記載については検討いたします。運営事業に密接に関連する建設、製造、改修とは、例えば空港であれば、空港区域が告示されていますから、これから乗客が増えてきたりすると、駐車場は公共施設なのです。ターミナルビルは民間施設のほうが多いのですが、やはり駐車場の増設をしなくてはいけないケースがありまして、そうすると、その区域内のものは認められるのではないかと。

一方で、例えばハーバーフロントとかは区域が明確でない。ただ、これはターミナルビルに近いから一体としてやったほうがよいということで、運営権者に随意契約で建設させるのがいいのかというのがあるので、そういう場合は区域を何か条例で出せとか、あるいは

は地方公共団体の承諾がいるのではないかと、いろいろ書くときりがないものですから「様々なケースを考慮した」と書かせていただいておりますが、いずれにせよ記載については検討いたします。

○廻専門委員 様々なケースというのがちょっとざくっとしていると言ったのは、何か具体例を挙げるといよりは、対象ごとにきちんと精査してという意味だったのです。言い方が悪くてごめんなさい。もちろんおっしゃるように港の場合とか、空港の場合とか、空港でも駐車場とか、全部違いますので、そういう対象ごとに異なっているよねということ、具体例というよりは、そういうことを言いたかったのです。

○石川審議官 分かりました。

それと、SPCのところで、かなりいろいろな意見をいただきまして「できる限り早期にSPCの株式譲渡の実例を創出すべき」ということは、やはりいろいろ御議論あるところだとは思ったのですが、やはりこれまでの方向としては、この3ポツの【現状・背景】の頭にあるような、基本的に株式の流動化を進めるべきものだ。

そういうこともあるので、その下にあるようなガイドラインを、これも緩すぎるのではないかと、厳しすぎるのではないかと御議論がありますが、やはり進めていきたいという形でやってきたけれども、実際には、SPCの既存株主間の譲渡も事前に自治体の了解を得た上でということ、実際に1つも出ていないということで、ガイドラインを周知すれば終わりというようなことではいけないかなということで、譲渡の実例が出ないのは、やはりまだ政府の取組が足りないのではないかと趣旨で書いたものでございまして、ただ、違和感もございましてしょうから、ここは相談させてもらいたいと思っております。

あとはBOTがございました。確かにBOTが進まない理由はいろいろあるとは思いますが、いろいろと税制改正要望するに当たって、多くの自治体に聞きまして、やはりかなり民間のほうに固定資産税がかかってしまうので、それでは利益が出ないということで、もう諦めている自治体が結構多くて、例えば公園でかなりそういう例がありました。公園の場合は、どうしてもBOTでやってほしいということで、市が固定資産税を自分の判断で全部減免した例がありますが、市が自らやるとものすごく大変らしくて、やはり国のほうでそういうことができる特例措置をおいてほしいという、実際にそういうニーズがあったということでもあります。

あと、SPCでもっと深長なニュアンスでということがございました。そのため、我々事務方の書きぶりでは、3ページの【施策の方向性】の中に「SPC株式の譲渡後も事業の継続性が確保され、地域の理解」地域というのは管理者が頭にあるのですけれども「理解が得られやすい」という、かなりここに限定を加えたということで、ただ、実際にはガイドラインに沿って進めていくべきという方針がある中で、かなり慎重に書きすぎると、それはそれで問題が出てくるという、ちょっと悩ましいところがございます。

まだ足りないかもしれませんが、あとは十分反映させていただきたいと思っております。

○廻専門委員 今日で最後なので、言いたいことを言ってしまうてあれなのですけれども、SPCの話は、たしか去年の9月頃、ぼこっと出てきたのです。流動化の話、違いましたか。前からこのSPCの流動化というのは議題に上がっていた記憶が余りなくて、半年か10カ月ぐらい前に出てきて、それで何となく知らない間にというわけではないのですけれども、これを進めなくてはいけないみたいになっていて、私も何回か慎重にと、大西先生がおっしゃるように言ったことあるのですけれども、それがどこかに何となく消えてしまって、行け行けどんどんに見えるのです。これは何か、休んでいることもあるので、いろいろ言えないのですけれども、その辺が引っかかっているところではあります。

○石川審議官 大変申し訳ありません。この論点については、他の会議体の議論等も踏まえて政策的に浮かび上がってきた面もございます。

○柳川部会長 江口専門委員、どうぞ。

○江口専門委員 事実誤認があつてはいけないので、ちょっと申し上げたいのですけれども、この譲渡の点は、私はもう委員をこれで10年なのですけれども、10年間ずっと言い続けていまして、議事録にもちゃんと残っていると思います。ですから、半年前にぼこっと出てきた話ではないと思います。

○柳川部会長 私も江口先生ほどずっと出ているわけではないのですけれども、譲渡という形では議論がなされていて、譲渡ができないことがなかなか、ある意味での制約になっているのではないかとこの御議論はあつたと思います。ただ、それが大きく、この流動化という形で強く進めるべきだと方向性が出てきたのが、多分最近、急にそちらの方向に強く流れていったのではないかとこの部分は、そうなのだろうと思います。その辺りのところは様々な方の、現地の御意見やら、あるいは先ほどあつたようなほかの委員会からの御意見を踏まえて政策的に浮かび上がってきたということだろうと思います。

よろしゅうございますか。それでは質疑応答をここまでにさせていただいて、今回のこの方向性案については、2月19日のPFI推進委員会において、本部会からの報告として提示して、審議を行っていただく予定になっております。この案につきましては、本日の議論を踏まえて、事務局に修正していただきますけれども、どうでしょうか。

もともとは一任でと考えていたのですけれども、一度、修正版を皆さんに送って、かなり御意見が出ましたので、見ていただいた上で、もう一回この会議を開くということではなく、最後の取りまとめのところは、私に一任にさせていただければと思いますけれども、それでよろしゅうございますか。

○宇根参事官 分かりました。

では、皆さんに一度送らせていただいて、その意見を集約して、最後、部会長に一任いただくということでやらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○柳川部会長 1点確認なのですけれども、先ほど審議官からお話があつたように、この紙は、かなり具体的な政策に関して、ああしてくれ、こうしてくれということが書いてあるので、こだわりだすと、かなりいろいろ、文言も含めてあるのだろうと思います。

ただ、お話があったように、これは次のアクションプランの改定に向けて、今回、そのときに残念ながら委員を続けていらっしゃる方もいるので、その人たちを拘束するわけにはいかないですけれども、そこに何かメッセージを出すのがメインの目的だとお考えいただいて、本当に文言そのものとか、この政策でなければというところに、どこまで強くコミットするかということに関しては、そこまであれのものではないと、私自身は理解して、間違っていたら指摘していただきたいのですけれども、その意味ではいろいろ思いはおありだと思いますし、こだわりもあると思いますけれども、そういう趣旨のものだというぐらいのところで、ぜひお考えを反映させていただければと思っています。そんなことでよろしいですか。

それでは、それで御異論がないようでしたら、そういう形で進めさせていただき、一度は修正版を皆さんに回して見ていただいて、その上で、また御意見があったら出させていただいて、最後、私に一任させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

この次は、議事2「その他」となっておりますけれども、事務局から何かありましたら、お願いいたします。

○宇根企画官 それでは、私のほうから情報提供をさせていただきたいと思います。

参考資料がたくさんついておりますけれども、先日、今年度最後の事業推進部会がありましたので、それについて、簡単に説明させていただきたいと思います。

資料5以降になるのですけれども、資料はたくさんあるので、簡単にポイントだけ説明させていただきますが、事業推進部会のほうでアクションプランにも掲載している期間満了PFI事業の検証をやっていただいております、今年度はヒアリングをやりました。

ヒアリングの結果はこの中にまとまっているのですが、ポイントとしては2ページ目を御覧ください。

主に期間満了した事業について、事後評価はどうでしたかとか、次期事業に向けた検討はどうでしたかということを知りたいのですけれども、まず事後評価については、2ページ目の上の1)の上から2つ目の三角が主なポイントなのですけれども、なかなか事後評価として取りまとめているような事例は少なかったと。何でやらないのですかと聞いたら、やり方が分からないとか、そのための予算がないとか、そういったような声が聞こえてきたということでございます。

また、2)の「次期事業に向けた検討等」については、次期事業はそもそもどうなっているのかというのを調べてみたのですが、下のほうに<②次期事業方式検討における論点と検討結果>というのがあります。これの2つ目の三角印で、右側の3ページの上から1つ目の三角のところなのですが、2期目もPFI事業でやっていた事業はあったと。それは、運営事業者においてノウハウを発揮する余地が多い福祉施設とか、そういった運営のところではいろいろと工夫の余地が多い事業が多かったと。我々としては、大規模改修とかを含んでいるものが多いのかなと思ったのですけれども、必ずしもそうでなく、改修を含まないようなものもあったということで、改修を含まない場合も、しっかりPFIの活用を検討し

てもらわなければならないというようなことがヒアリングでは分かりました。

そういったものを踏まえて、4 ページ目に【今後の進め方(案)】とありますけれども、1 つ目のボツのところで、ヒアリング結果を踏まえて施策に反映ということですから、具体的には、そういった「事後評価」とか「次期事業に向けた検討」のマニュアルを作っというこいこううとこと御意見をいただきましたので、この検討は事業推進部で検討していきと。令和2年のアクションプランにも、こういったことをやっていくというのを反映させていきたいなと思っっています。

資料7に移っていただいて、こちらは「民間提案制度に関する調査・検討について」ということも議論をさせていただきました。これも自治体や企業にヒアリングしたのですが、その結果、提言をいただいいて、基本的にヒアリング調査の結果、近年PFIに限らないPPPを含めたより広い事業を対象とした民間提案制度というのも広がっているとか、あとは、インセンティブの付与方法として、随意契約方式は活用されているなど、近年見られてくるような方式も見られてきたと。

あとは、その下に書いてあるような①から③のような課題も挙げられてきたと、そういった状況ですので、今、PFI事業民間提案推進マニュアルというのがあるのですが、こういったものを、現状を踏まえて改定していくべきではないかと。

あとは、民間提案を受け付ける管理者等の窓口とか、体制を強化していくべきではないかという御意見をいただいいております。

続きまして、参考資料8に移らせていただきます。こちらのほうは、非保有方式、いわゆるリース等についての現状について調査・検討をしました。具体的にアンケートを実施し、提言(案)のところに書いてありますけれども、アンケートの結果、非保有方式は、義務教育施設、教育文化施設、社会福祉施設などで活用されいいて、ファイナンス・リース方式、民間サービスによる代替とか、そういったものを中心に活用されいいて、一定の評価を得られていることは分かりました。

一方で、その下の段落になりますが、いろいろ課題がありましたので、こういった事例をさらに詳細に調査して、非保有を活用する場合の基本的な考え方や事例集とか、そういったものを作成したり、周知していくべきではないかという御意見をいただいいております。

以上3点が、事業推進部会の今年度の主な成果なのですが、こういったことも、令和2年度のアクションプランに反映していきたいなということで、今、情報提供をさせていただきます。

もう一点、最後の参考資料11になります。「道路法等の一部を改正する法律案」ということで、これは2月4日に閣議決定されて、今後、国会で審議される予定なのですが、この中でPPP/PFIに関連することがありまして「2. 民間と連携した新たな交通結節点づくりの推進」ということです。バスやタクシー、トラック等の事業者専用の係留施設、いわゆるバスターミナルとかそういったものを道路附属施設として位置づけられると。そ

の結果、コンセッション等でそういった施設を運営することが可能になるということで、PPP/PFIの選択肢として、道路の分野でも1つ選択肢が増えるということです。今後、国会で審議されていくということでございます。

以上で、私からの情報提供を終わらせていただきます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問等ありますか。

根本部会長代理、どうぞ。

○根本部会長代理 最後の参考資料11が、結構画期的な改正をしていただくということで大変喜ばしいと思うのですが、今、コンセッションに関して、2のところの説明があったのですが、3とか4も収入が入ってくるようなスキームづくりが十分可能なので、これもやろうと思えばできるという解釈でよろしいのでしょうか。

○宇根企画官 そのこのところは、まだ私のほうでは詳細は精査できていないので、また改めて情報提供をさせていただきます。

○柳川部会長代理 そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、よろしければ質疑応答はここまでにさせていただければと思います。本日も積極的に御議論をいただき、誠にありがとうございます。

最後に、事務局のほうから事務連絡をお願いいたします。

○宇根企画官 それでは、次回というか、今後についてですが、本日の御議論を踏まえてPPP/PFIアクションプランの案を作成して、親の推進委員会のほうで、2月19日に御審議いただくこととなります。また、修正案の意見紹介等をさせていただきますので、御協力よろしくをお願いします。

次の開催については、今、委員の改選等もあり、日程調整がまだできておりませんので、日程調整後、また御連絡させていただきますが、基本的には4月以降になると思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。